

中小企業連携組織対策事業予算の拡充・ 強化について、全国知事会に要望

—全国中央会・都道府県中央会—

全国中央会・都道府県中央会は、11月17日、佐伯昭雄会長（宮城県中央会会長）、正木計太郎副会長（福岡県中央会会長）が全国知事会・麻生 渡会長を訪ね、「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化について（要望）」を直接提出し、その実現を求めた。

席上、佐伯会長は麻生会長に対し、「三位一体の改革により中小企業連携組織対策事業に係る補助金が平成18年度から税源とともに都道府県に移譲され、都道府県に委ねられているが、全国中央会の調査によると、事業費で17年度予算と比較すると30%を超えて削減されている中央会もあるなど概ね縮減されている状況となっており、このまま推移すると地域経済活性化の担い手である中小企業の振興・発展に重大な影響を及ぼすことが危惧される。このため、各都道府県の19年度の予算編成に当たっては、中小企業連携組織対策事業予算が十分かつ確実に措置されるよう、特段の配慮をお願いしたい。」と、強く要請した。

これに対し、麻生会長から、「要望の主旨はよくわかったので各都道府県知事に必ず申し伝える。中小企業が元気にならなければ地域経済の活性化はあり得ない。」との発言があった。——提出した要望は次頁のとおり。

平成18年11月17日

全国知事会会長

麻 生 渡 殿

全国中小企業団体中央会
会 長 佐 伯 昭 雄
都道府県中小企業団体
中央会会長

中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化について（要望）

日頃より、中小企業組合等及び中小企業に対する支援並びに中小企業団体中央会の事業推進に関しまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

全国で4万組合を超える中小企業組合に結集している300万社を超える中小企業が、組合組織を通じて経営革新、技術開発、新市場開拓、技術・技能の伝承等に取り組むことに対する支援、さらには、中小企業組合の専門支援機関である中小企業団体中央会の指導体制の強化への支援等を行っていただいている中小企業連携組織対策事業費補助金については、いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から税源とともに都道府県に移譲され、都道府県の裁量に委ねられることとなりました。

麻生全国知事会長におかれましては、昨年、中小企業団体中央会が実施する中小企業連携組織対策事業にご理解をいただき、中小企業連携組織対策事業費補助金に係る各事業が確実に実施されるよう、全都道府県知事に対し周知いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

しかしながら、本会が都道府県中小企業団体中央会を通じて、各都道府県における本年度の中小企業連携組織対策事業予算の措置状況を調査いたしましたところ、総じて縮減されているとともに、各都道府県においても格差が生じてきており、今後当該予算が大幅に削減されることとなれば、地域経済・社会等の担い手である中小企業の振興・発展に重大な影響を及ぼすことが危惧されます。

都道府県の財政の厳しさは十分に理解しておりますが、中小企業組合等の連携組織を通じた中小企業の振興が地域経済の活性化、創業の促進等に果たす役割が大きいことをご認識いただき、各都道府県における平成19年度の予算編成にあたり、中小企業連携組織対策事業予算が十分かつ確実に措置されるよう特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。